

(学年は標準年次を示す)

36
以
上

【備 考】

- 1 印は学期変更の授業科目を示す。

【履修要件】

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 一年間の履修単位数は各年次48単位（半期24単位）を上限とする（通年科目を履修した場合は、その科目の単位数を二分割し、前期・後期それぞれの学期の単位数として換算する）。ただし、4年次に限り特別の事情のある者は、学部長に申請することにより、卒業要件単位数の不足分を上限として、超過履修を許可される場合がある。なお、卒業要件単位数に算入されない資格教育課程に関する科目の単位数はこの枠外とする。
- 3 専攻科目の中には履修資格や人数を制限する科目がある。
- 4 A群必修科目の「スペイン語演習 ・ 」(合計20単位)の修得単位数が14単位未満の者は、3・4年次配当のA群科目を履修できない。

【学外単位認定制度】

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

【卒業要件】

- 1 4年以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目 入学年度	共通教養科目											専攻科目					合計						
	共通教養科目合計											A群		B群	専攻科目合計								
												共通基盤科目		共通テーマ科目				必修科目	選択必修科目	選択必修科目	関連科目		
												FYS	外国語科目	人文の分野		社会の分野						自然の分野	人間形成の分野
2014年度以降入学者	2	8	4	4	4		2				32	30	8	36	20	94	126						
			8																				

- 2 「FYS」2単位を修得すること。
- 3 外国語科目を8単位以上修得すること。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）は申請により、英語に換えて、4～6単位まで日本語とすることができる。なお、8単位に不足する単位は英語で補うものとする。
- 4 共通基盤科目及び共通テーマ科目については、次の単位を含めて22単位以上修得すること。
 - (1) 人文の分野を4単位以上。
 - (2) 社会の分野を4単位以上。
 - (3) 自然の分野を4単位以上。
 - (4) 共通テーマ科目から2単位以上。
- 5 「スポーツ文化 ～ 」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
- 6 A群から次の単位を含めて、38単位以上を修得すること。
 - (1) 必修科目30単位。
 - (2) 選択必修科目8単位。
- 7 B群の選択必修科目から36単位以上を修得すること。
- 8 関連科目から20単位以上を修得すること。

関連科目の単位として算入できるものは次のとおりとする。

 - (1) 共通教養科目、専攻科目A群（選択必修科目）の「卒業要件単位数」を超える単位。
 - (2) 教職課程登録者が修得した「教職に関する科目」の単位。（上限6単位）
 - (3) 「英語コミュニケーション特修副専攻」を履修し、修得した単位。
 - (4) 日本語教員養成課程登録者が修得した「国際文化交流学科開講の日本語教育研究科目群」の単位。
 - (5) 他学部他学科開講の専攻科目の単位。ただし、他学部・他学科が受講を認めない科目については、履修することができない。

教育課程における標準年次の区切線について

標準年次が実線（——）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
標準年次が破線（-----）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、
〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。